

登記の事務及び権限等の地方への移譲に反対する意見書

政府におかれては、地方分権改革を推進するため、内閣に設置された地方分権改革推進本部を中心に、国から地方への事務及び権限の移譲等についての検討が進められています。

国と地方の役割分担の見直しは、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにするためには欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への事務及び権限の移譲等については、確実な財源措置の実現とともに、今後とも推進されなければなりません。

しかしながら、法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有しております。また、国民の権利擁護に係るものであり、国の機関である法務局等が全国的に統一した基準により直接実施する必要があります。

また、法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められます。

よって、政府におかれましては、登記事務に従事する専門職員の確保などの視点から、法務局が行う登記の事務及び権限等を地方への移譲対象としないよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 16 日

島根県議会

軽油引取税の課税免除措置の期間延長または恒久化を求める意見書

軽油引取税は、平成 21 年度税制改正において、道路特定財源が廃止されたことにより一般財源化され、目的税から普通税に移行しました。その際、道路使用に直接関連しないために課税免除とされていた特定の用途については、平成 24 年 3 月 31 日までの特例措置として、課税免除措置が講じられ、更に平成 23 年 12 月に閣議決定された免税措置は、平成 27 年 3 月までの時限的な措置となっているところです。

本県においては、農業や漁業、あるいは採石業などがこの免税軽油を使用していますが、その多くは経営規模が零細であり、燃油価格はかねてからの高騰に加え、昨今の円安の進行により急激に上昇しており、その経営は非常に厳しい状況にあります。

このような中、この課税免除措置が廃止されれば、こうした零細事業者の経営を圧迫し、地域経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

よって、国においては、軽油引取税の課税免除措置を期間延長または恒久化するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 16 日

島根県議会